

平成 30 年 3 月 14 日

大韓民国産及び中華人民共和国産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に係る不当廉売関税の賦課に関する調査結果報告書を取りまとめました

経済産業省及び財務省は、大韓民国産及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産の炭素鋼製突合せ溶接式継手（※）について、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入による国内産業の実質的な損害の事実を認定する調査結果を取りまとめました。また、本日、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において、本件につき、5 年間の不当廉売関税の賦課が適当であるとの答申が取りまとめられました。

1. これまでの経緯

昨年 3 月、国内生産者から、大韓民国産及び中華人民共和国産の炭素鋼製突合せ溶接式継手について、アンチ・ダンピング関税を課すべきとの申請がなされたことを受け、同月より、財務省及び当省が共同で調査を開始しました。

（※）炭素鋼製突合せ溶接式継手は、流体を必要な場所へ運ぶ役割を果たす配管において管と管を接続する等の用途に使用される配管部材であり、鋼材の種類が炭素鋼で、継手と配管の接続方式が突合せ溶接式のもの。

2. 調査概要

経済産業省及び財務省は、大韓民国産及び中華人民共和国産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に係る不当廉売関税について、不当廉売された炭素鋼製突合せ溶接式継手の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められたとの調査結果報告書を取りまとめました。

また、本日開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において、炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する不当廉売関税を 5 年間賦課することが適当であるとの答申が取りまとめられました。

3. 今後の予定

炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して不当廉売関税を課するために必要な手続を進める予定です。

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局 貿易管理部 特殊関税等調査室長 寺西

担当者: 十二

電話:03-3501-1511(内線 3256~8)

03-3501-3462(直通)

03-3501-0992(FAX)

製造産業局 素形材産業室長 岡本

担当者: 駒井、橋本

電話:03-3501-1511(内線 3827~9)

03-3501-1063(直通)

03-3501-6799(FAX)